

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長南町長 平野 貞夫

市町村名 (市町村コード)	長南町 (124273)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区第3 (八板・下豊原・芝原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は基盤整備が完了しており、1つの農事組合法人を中心に個人農家が水稻を作付している。
区画拡大等の再整備を実施し、土地利用の高度化、作業の省力化によるブロックローテーションの安定的展開を図っており、また、キャベツなどの高収益作物への転換などにも取り組んでいる。
高収益作物への取り組みに際しては、土壌改良のための堆肥の確保を要しており、堆肥舎の整備や耕畜連携の検討が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域のほとんどが水田であり、今後も水稻の生産維持を図る。
・ブロックローテーションの安定的展開と高収益作物への転換などに積極的に取り組み、戦略的な営農計画の構築を図る。
・堆肥確保のための施設整備の検討や耕畜連携の検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	252.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	252.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
本計画策定時点において、地域内担い手への集積集約が進んでいる。 引き続き集約化、団地化を図り農地利用の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本計画策定時点において、農地集積については原則として農地中間管理機構を活用している。 引き続き農地利用最適化推進委員及び千葉県園芸協会と連携の上、農地中間管理機構を活用した利用集積の促進を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しており、これにより作業効率及び生産性の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内担い手により農地の集積及び集約化が図られており、ブロックローテーションや高収益作物への取り組みがなされている。 安定的な営農体系を展開する中で地域担い手の経営維持、発展を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲病虫害防除作業は、各経営体が長南町植物防疫協会へ個別に申し込む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①設置した進入防止柵(電気柵等)の維持管理及び捕獲罟の設置協力、長南町鳥獣被害防止対策協議会への情報提供を行う。
- ③病虫害防除に使用しているドローンの有効活用を図る。
- ⑧地域の営農状況を把握の上、農業機械及び農業用施設の計画的な整備と出荷・調製施設の利用調整を図る。